

様式第1号(第4条関係)

(表)

和光市本人通知登録申込書(新規・更新)

年 月 日

和光市長 様

申込者 住所  
氏名

本人通知を利用したいので、和光市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知に関する要綱第4条の規定により、次のとおり登録を申し込みます。

申込年月日	年 月 日
登録者氏名	フリガナ
生年月日	年 月 日
住所	連絡先
本籍地	

代理人による申込みの場合は、記入してください。

代理人氏名	フリガナ
生年月日	年 月 日
住所	連絡先
登録者との関係	1 未成年者の法定代理人      2 成年被後見人の法定代理人 3 その他代理人

市記入欄

証明書種別	住民票の写し 戸籍謄(抄)本	除住民票の写し 改製原戸籍謄(抄)本	戸籍の附票の写し 除籍謄(抄)本	戸籍の除附票の写し
住所	和光市			
世帯主				
本籍	和光市			
筆頭者				

事務処理欄

受付	登録	本人(代理人)確認書類	備考	名簿等処理
		運転免許証 旅券 住基カード その他( )		名簿処理日( ) システム処理日( ) 担当者( ) 名簿番号( )

(裏)

## 和光市本人通知制度について

1 本人通知制度とは、住民票の写し等( 1 )を代理人又は第三者( 2 )に交付した場合、交付した事実について通知する制度です。

なお、制度が利用できるのは登録者に限り、通知の対象は登録者の住民票の写し等を交付した場合に限ります。(同一の住民票等に記載のある者であっても、登録をしていなければ対象となりません。)

( 1 )住民票の写し等とは、住民票の写し(除住民票の写しを含む。)、戸籍の附票の写し(戸籍の除附票の写しを含む。)、戸籍謄(抄)本(除籍謄(抄)本、改製原戸籍謄(抄)本を含む。)をいいます。

( 2 )第三者とは、住民票の写しにおいては「同一世帯」以外の者、戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載のある者、その配偶者、直系親族」以外の者であり、個人、法人、八業士(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)をいいます。

2 第三者に事前登録に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に和光市住民票の写し等交付通知書を送付します。

3 登録等の申出の受付は、和光市役所戸籍住民課の窓口で行います。

4 代理人による登録等の申出は、次に上げる書類の確認のうえ提出可能です。

- ・ 法定代理人による申し出の場合(戸籍謄本)
- ・ 上記以外の者による場合(委任状)

5 郵送による登録等の申出は、次の場合に限り可能です。

- ・ 登録者が疾病その他やむを得ない理由により窓口で申し出ることが困難な場合
- ・ 他の市区町村に居住している場合

6 登録期間は、登録日から3年です。登録期間満了日を経過し、かつ更新の申出が無い場合は、自動的に登録が廃止となります。

なお、更新の申出は、登録期間満了日の前日の1月前から受付ができます。

7 転出、転籍等により登録事項に変更が生じた場合には届出をしてください。

なお、登録者は死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは事前登録を廃止します。

8 本人通知制度において必要な場合は、登録者の住民票、戸籍等について、他の市区町村への調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。